

福祉施設・支援団体の方向け
マイナンバーカード取得・管理マニュアル
【資料編】

Ver.2



マイキーくん

2023年12月

目 次

1. カードの申請時に必要な書類	3
必要な書類一覧	3
必要な書類（1） 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書	4
必要な書類（2） 顔写真	5
必要な書類（3） 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書	6
必要な書類（4） 本人確認書類	7
必要な書類（5） 通知カード	8
必要な書類（6） 通知カード紛失届	8
必要な書類（7） 住民基本台帳カード（住基カード）	9
必要な書類（8） 住民基本台帳カード返納（廃止）届	9
必要な書類（9） マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書	10
必要な書類チェックリスト	11
2. カードの交付時に必要な書類	12
必要な書類一覧	12
必要な書類（1） 交付通知書	13
必要な書類（2） 交付申請者の本人確認書類	14
必要な書類（7） 交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料	16
必要な書類（8） 代理人の代理権を証明する書類	17
必要な書類（9） 代理人の本人確認書類	18
（参考）代理交付に必要な書類例	19
必要な書類チェックリスト	20
3. カードの取得に支援が必要な方に応じた留意事項	21
（1） 交付申請者の写真	21
（2） 知的・発達障害者に対するカードの交付	22
（3） 視覚障害者への対応	22
（4） 点字による記載の取扱い	23
4. パンフレット等	
「施設・支援団体等による申請サポート・代理交付の流れ」	24
「聴覚障がい者専用お問い合わせ FAX 用紙」	28
「マイナンバー マイナンバーカード この2つのちがいは？」	33
「顔認証マイナンバーカードのご案内」	37

1. カードの申請時に必要な書類

カードの申請時には次の書類が必要です。

【申請時に共通して必要な書類】

NO.	必要書類	概要	対応のお願い
(1)	個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書 (詳細 P4)	マイナンバーカードの交付及び電子証明書の発行を申請する申請書	必要事項を記入ください
(2)	顔写真 (詳細 P5)	マイナンバーカードの券面用	写真 1 枚を準備ください 裏面に氏名・生年月日を記入し申請書に貼付ください 写真撮影サービスの場合は不要です
(3)	個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書 (詳細 P5)	暗証番号の設定を依頼するための申請書	用途を確認の上、暗証番号を記載ください
(4)	本人確認書類 (詳細 P7)	申請者本人であることを確認するための書類	ご準備ください
(5)	通知カード (詳細 P8)	紙製のカードで、マイナンバーをお知らせするもの	申請時に返納が必要なため、お持ちの場合は持参ください。紛失した場合は(6)通知カード紛失届を作成いただきます。

※(3)～(5)は、受付時に本人確認を行わない出張申請サポートでは不要です。

【該当者のみ必要な書類】

NO.	必要書類	概要	対応のお願い
(6)	通知カード紛失届 (詳細 P8)	通知カード紛失の経緯等を記載する書類	該当者：「(5)通知カード」を紛失した方 必要事項を記入ください
(7)	住民基本台帳カード(住基カード) (詳細 P9)	住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード等が記載された IC カード	該当者：住基カードをお持ちの方 返納が必要なため、持参ください。
(8)	住民基本台帳カード返納(廃止)届 (詳細 P9)	住基カードを返納する際に必要となる書類	該当者：住基カードをお持ちの方、紛失した方、 <u>交付を受けたことがある方(廃止手続済の方を除く)</u> 必要事項を記入ください

○ フォーマットは以下のとおりです。

【手書用】

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書

地方公共団体情報システム機構 宛 (長 宛)			
個人番号※1			顔写真貼付欄 サイズ (縦 4.5cm×横 3.5cm) ・最近 6 ヶ月以内に撮影 ・正面、無帽、無背景のもの ・裏面に、氏名、生年月日 を記入してください。
氏名※2			
住所※2			
生年月日※2	性別※2	男 ・ 女	
(旧氏又は通称 ※2・3)			
電話番号※4			外国人住民の 区分
点字※5	点字表記を希望する (最大 24 文字まで、濁点等は 1 文字)	<input type="checkbox"/>	在留期間等 満了日の有無
			在留期間等 満了日

※1 記載された個人番号に誤りがあると、個人番号カード及び電子証明書を正しく発行できませんので、誤りのないよう十分にご確認ください。
 ※2 氏名、住所、生年月日、性別については、住民票に記載の情報が個人番号カードと電子証明書に記載されます。
 ※3 あらかじめ住民票への旧氏又は通称の記載手続を行っている方は、個人番号カードと電子証明書に旧氏又は通称が記載されます。
 ※4 申請内容に不備がある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡のつく電話番号を記入してください。
 ※5 氏名の点字表記をご希望の場合、を黒く塗りつぶしてください。住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報として登録されている
 ふりがな (最大 24 文字まで、濁点等は 1 文字) が点字で表記されます。

以上の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名

【ご注意】を必ずご確認ください、電子証明書の発行を受けないこととする場合は、を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書※

【ご注意】電子証明書は、健康保険証としての利用、住民票の写しなどのコンビニ交付サービス、e-Tax 等の電子申請、マイナポータルへのログインなど多様なサービスの提供に必要となります。

利用者証明用電子証明書

※15 歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

暗証番号を設定しないこと (顔認証マイナンバーカード) を希望する方は、市区町村窓口への来庁時に申し出てください。

15 歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係を記入してください。

代理人 記載欄	ふりがな		本人との 関係	
	代理人 氏名			
	代理人 住所	〒 - (電話番号:)		

※ 申請内容に不備のある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡がつく電話番号を記入してください。

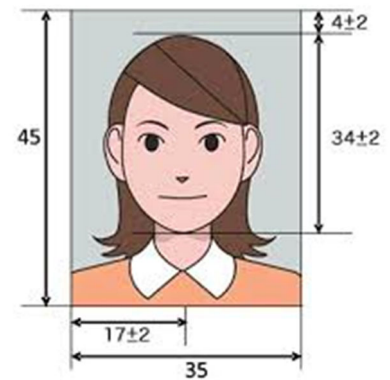
--

事務処理記載欄	
---------	--

申請に必要な書類 (2) 顔写真

- 顔写真 1 枚を準備ください。
- 顔写真の規格は以下のとおりです。
 - サイズ：縦 4.5cm×横 3.5cm
 - 最近 6 ヶ月以内に撮影
 - 正面、無帽、無背景のもの
 - 白黒の写真でも可
- 裏面に氏名・生年月日を記入し、交付申請書に貼り付けてください。

＜適切な写真の規格＞



＜注意＞

- やむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない場合は、交付申請書の表面の氏名欄に理由を記載いただくことで使用可能です（詳細 P20 参照）。

※ 顔写真が規格外（暗い、トリミングができない等）である場合や、顔写真以外の理由で不備となることがありますのでご注意ください。

申請に必要な書類 (3) 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書

- 暗証番号の規定及び使用用途は以下のとおりです。

対象となる証明書等	暗証番号の規定	使用用途
署名用電子証明書	英数字 6 文字以上、16 文字以下 (英字は大文字、英字と数字を組合わせて設定)	e-Tax などインターネットで電子申告を行う際などに使用します
利用者証明用電子証明書	数字 4 文字	健康保険証としての使用のほか、マイナポータルや住民票の写し等のコンビニ交付を利用する際などに使用します
住民基本台帳用 (設定必須)	数字 4 文字	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">同じ番号でも可</div>
券面事項入力補助用 (設定必須)	数字 4 文字	
		個人番号や基本 4 情報（住所、氏名、生年月日、性別）を確認し、テキストデータとして利用する際に使用します

- フォーマットは次のとおりです。

様式第 2

個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書
兼 個人番号カード送付先情報登録申請書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号		生年月日 ※1		性別 ※1	男・女
氏名					
住所					
電話番号					
送付方法	<input type="checkbox"/> 書留郵便による送付を希望 ※確実に受け取ることができる方に限り、書留郵便による送付が可能です。 ※通常は本人限定受取郵便により送付します。				
個人番号カード送付先 ※2					
住所地において個人番号カードの送付を受けることができない理由（※2）					

※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

※2 太枠内は、住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

(1)又は(2)のどちらかにチェックを記入してください。

(1) 暗証番号を設定する (2) いずれの暗証番号も設定しない（顔認証マイナンバーカード）

(1) を選択した方のみ以下の欄に設定する暗証番号を記入してください。

①署名用電子証明書 暗証番号																				
②利用者証明用電子証明書 暗証番号																				
③住民基本台帳用 暗証番号																				
④券面事項入力補助用 暗証番号																				

①署名用電子証明書を利用するための暗証番号

※署名用電子証明書…インターネットで電子文書を送信する際などに、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み。

②利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号

※利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組み。

③住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号

④個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号

【注意】

顔認証マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書は、健康保険証としての利用は可能ですが、マイナポータルなど暗証番号の入力を必要とする各種オンラインサービスでは利用できません。

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

申請に必要な書類

(4) 本人確認書類

○ 本人確認書類は以下のとおりです。

(注) 有効期間の定めがある書類は、有効期間内のものを準備ください。

(1) 甲の書類2点

- 甲
- ・身体障害者手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・療育手帳
 - ・運転免許証
 - ・運転経歴証明書(※1)
 - ・旅券
 - ・個人番号カード
 - ・住民基本台帳カード
 - ・在留カード
 - ・特別永住者証明書
 - ・一時庇護許可書又は仮滞在許可書
- (※1) 交付年月日が平成24年4月1日以降のもの

(2) 甲の書類1点+乙の書類1点

- 乙
- ・敬老手帳
 - ・健康保険又は介護保険の被保険者証
 - ・医療受給者証
 - ・各種年金証書
 - ・年金手帳
 - ・基礎年金番号通知書(年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。)
 - ・障害福祉サービス受給者証
 - ・自立支援医療受給者証
 - ・戦傷病者手帳
 - ・生活保護受給者証
 - ・住民名義の預金通帳
 - ・個人番号カード顔写真証明書(※2)
 - ・児童扶養手当証書
 - ・特別児童扶養手当証書
 - ・母子健康手帳
 - ・子ども医療費受給者証
 - ・各種資格証(電子工事士免状、無線従事者免許証等)
 - ・船員手帳
 - ・官公署がその職員に対して発行した身分証明書
 - ・民間企業の社員証
 - ・学生証
 - ・学校名が記載された各種書類
 - ・教習資格認定証
 - ・検定合格証
 - ・Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類

(3) 「甲の書類1点」又は「乙の書類2点」しかない場合：次の方法により「甲の書類1点」又は「乙の書類2点」で本人確認書類とできますので、市区町村にご相談ください。

- ① 事前に市区町村から住所地あてに「申請が意思に基づくこと等の照会回答書」を送付してもらい、当該回答書を記載の上、当日提出いただく。
- ② 個人番号通知書・通知カードをお持ちの場合には、当日、市区町村職員が持参した回答書を記載の上、提出いただく。
- ③ 施設入所者の出張申請受付では、施設において交付申請者名簿を作成・市区町村に事前に送付し、当日、市区町村職員が持参した回答書を記載の上、提出いただく。

(※2) 顔写真付き本人確認書類をお持ちでない場合、病院の施設長など(注)が申請者の顔写真を証明した書類を作成いただくことも可能です。フォーマットは以下のとおりです。

(①が作成する場合)

別紙様式第1-1

個人番号カード顔写真証明書

△△△△長 様

令和 年 月 日

(申請者本人)

氏名			
住所			
生年月日	性別	男・女	
電話番号			

申請者本人の顔写真貼付欄

私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。

(施設長記載)

施設名			
施設の住所			
氏名			
電話番号			

(②が作成する場合)

(介護支援専門員記載)

氏名			
----	--	--	--

(指定居宅介護支援事業者の長記載)

事業者名			
事業者の住所			
氏名			
電話番号			

(③が作成する場合)

(法定代理人記載)

氏名			
本人との関係			
電話番号			

(④が作成する場合)

(公的な支援機関の職員記載)

氏名			
----	--	--	--

(公的な支援機関の長記載)

支援機関名			
支援機関の住所			
氏名			
電話番号			

(注) 個人番号カード顔写真証明書を作成できる者

- ① 病院長又は施設長
(交付申請者が長期入院している者や介護施設等に入所している者である場合)
- ② ケアマネージャー及び施設長
(交付申請者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている者である場合)
- ③ 法定代理人(交付申請者が15歳未満の未成年者又は成年被後見人である場合)
- ④ 公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長
(交付申請者が社会的参加を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者である場合)

申請に必要な書類 (5) 通知カード

○通知カードは、右図の紙製のカードです。

○通知カードを紛失された方は「(6) 通知カード紛失届」を作成下さい。

<おもて>



申請に必要な書類 (6) 通知カード紛失届

○フォーマットは以下のとおりです。

通知カード紛失届				
△△△△長 様				
令和 年 月 日				
個人番号	生年月日 ※1		性別 ※1	男・女
氏名				
住所				
電話番号				
紛失の経緯				
遺失届を 届け出た 警察署	() 警察署 電話番号 () -			
遺失届 受理番号				
※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。				
代理人による届出の場合は、下記に記入してください。				
代理人			本人との関係	
住所				
電話番号				
※ 事務処理記載欄				
受付担当者			受付年月日	
			令和 年 月 日	
(参考) ・個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。 ・本届出書の提出と同時に個人番号カードの交付申請を行う場合は、「遺失届を届け出た警察署」及び「遺失届受理番号」の記載を省略することが可能です。				

省略可能です

申請に必要な書類

(7) 住民基本台帳カード(住基カード)

○住民基本台帳カードは、市区町村が発行する個人の住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード等が記録されたICカードで、市区町村により券面が異なります。

○マイナンバーカードの申請にあたり、返納が必要となります。

<券面イメージ>



申請に必要な書類

(8) 住民基本台帳カード返納(廃止)届

○住基カードをお持ちの方、紛失した方、交付を受けたことがある方は、作成ください(廃止手続き済みの方を除く)。

○住基カードを紛失された方も廃止手続きが必要ですので、作成ください。

○フォーマットは以下のとおりです。

住民基本台帳カード返納届

△△△△長 様

下記の理由により、住民基本台帳カードを返納します。

年 月 日

住 民 票 コ ー ド	12345678900	生年月日 ※		性別 ※	男 ・ 女
氏 名					
住 所					
連 絡 先					
返納理由					

※住民票コードがわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

マイナンバーカード申請のため
等と記載してください。

○顔認証マイナンバーカードを申請の方で、市区町村職員による健康保険証利用登録のサポートを希望する方は、作成ください。

○フォーマットは以下のとおりです。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書

〇〇〇市町村長殿

私は、下記に事項につき、〇〇〇市町村長に対して同意いたします。

記

- 一 〇〇〇の職員が、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みのためにマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書に係る暫定的な暗証番号の設定を行うこと
- 二 マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに当たり、〇〇〇の職員に前号で設定した暗証番号をマイナポータルに入力させること
- 三 マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みのための手続（マイナポータル利用規約に係る同意を含む。）を〇〇〇の職員に代行させること

令和 年 月 日

(申請者/利用者の氏名) _____

※申請者の氏名欄に、申請者の署名又は記名押印を行うこと（自署が難しい場合は、代筆の上押印を行うことも可能。）。

必要書類チェックリスト (申請者・受付者兼用)

【申請時に共通して必要な書類】

申請者 チェック欄	必要となる申請書類	受付者用 チェック欄	チェック項目
	(1) 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書		必要事項を記入したか
			顔写真を貼付したか、写真に傷・汚れがないか
	(2) 顔写真		顔写真の規格に適合しているか
			裏面に氏名、生年月日を記入したか
	(3) 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書		必要事項を記入したか
			規定に沿った暗証番号を記入したか
			暗証番号に誤りはないか
	(4) 本人確認書類		必要な書類は揃っているか
	(5) 通知カード		通知カードを回収したか

※ (3)～(5)は、受付時に本人確認を行わない出張申請サポートでは不要です。

【該当者のみ必要な書類】

申請者 チェック欄	必要となる申請書類	受付者用 チェック欄	チェック項目
	(6) 通知カード紛失届		必要事項を記入したか
	(7) 住民基本台帳カード (住基カード)		住基カードを回収したか
	(8) 住民基本台帳カード返納 (廃止)届		必要事項を記入したか
	(9) マイナンバーカードの健康保 険証利用の申込みに関する同 意書		必要事項を記入したか

<申請者連絡先>

(氏名)	(連絡先)
------	-------

2. カードの交付時に必要な書類

出張申請受付ではなく出張申請サポートの場合は、交付時に次の書類を持参の上、来庁ください。また、代理人が交付を受ける場合には（7）～（9）の書類も必要となります。

【交付時に共通して必要な書類】

No.	必要書類	概要	対応のお願い
(1)	交付通知書 (詳細 P12)	マイナンバーカードの交付準備ができたことをお知らせするはがき 回答書・委任状・暗証番号設定依頼書も記載	必要事項を記入ください
(2)	交付申請者の本人確認書類 (詳細 P13)	申請者本人であることを確認するための書類	ご準備ください
(3)	通知カード (詳細 P8)	紙製のカードで、マイナンバーをお知らせするもの	交付時に返納が必要なため、お持ちの場合は持参ください。紛失した場合は（4）通知カード紛失届を作成いただきます。

【該当者のみ必要な書類】

NO.	必要書類	概要	対応のお願い
(4)	通知カード紛失届 (詳細 P8)	通知カード紛失の経緯等を記載する書類	該当者：「(3) 通知カード」を紛失した方 必要事項を記入ください
(5)	住民基本台帳カード（住基カード） (詳細 P9)	住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード等が記載された IC カード	該当者：住基カードをお持ちの方 返納が必要なため、持参ください
(6)	住民基本台帳カード返納（廃止）届 (詳細 P9)	住基カードを返納する際に必要となる書類	該当者：住基カードをお持ちの方、紛失した方、 <u>交付を受けたことがある方（廃止手続済の方を除く）</u> 必要事項を記入ください
(7)	マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書 (詳細 P10)	顔認証マイナンバーカードに係る健康保険証利用登録を市区町村職員がサポートする際に必要となる書類	該当者： <u>顔認証マイナンバーカードを申請する方で、市区町村職員に健康保険証利用のサポートを希望する方</u> 必要事項を記入ください

【代理交付の際に追加で必要な書類】

No.	必要書類	概要	対応のお願い
(8)	交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足る資料 (詳細 P16)	交付申請者が窓口へ出頭することが困難であることを証する書類	ご準備ください
(9)	代理人の代理権を証明する書類 (詳細 P17)	委任状等の代理権を証明する書類	ご準備ください
(10)	代理人の本人確認書類 (詳細 P18)	代理人の本人確認を行うための書類	ご準備ください

○フォーマットは以下のとおりです。



マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書

- ・申請いただいたマイナンバーカードが準備できましたので、お知らせします。
- ・以下の「本人の住所・氏名」の欄に、ご自身で住所と氏名を記入の上、A～Cの書類を持参して、マイナンバーカードの受取にお越してください。

A本通知書（はがき）

B通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード（お持ちの方のみ）

C本人確認書類（以下のAの書類を1点。Aがない場合は、イを2点持参してください。）

ア マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード など

イ 健康保険証、年金手帳、医療受給者証、学生証 など

※「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が記載されている必要があります。

- ・15歳未満または成年被後見人の方は、法定代理人が、①上記Cの法定代理人の本人確認書類
- ②代理権の確認書類（戸籍謄本等。同一世帯の親は不要。）も持参して、同行してください。

令和 年 月 日

長宛

マイナンバーカード交付・電子証明書発行の申請は、私の意思によるものです。

本人の住所 _____

本人の氏名 _____

（以下は、マイナンバーカードの受取を代理人に委任する場合のみ記入してください。）

- ・病気、身体の障害、未就学児である等のやむを得ない理由により、本人の来庁が困難であると認められる場合には、代理人がカードを受け取れますので、以下の欄に記入の上、必要書類を代理人に持参させてください。暗証番号部分（グレーの部分）の上には、目隠しシールを貼ってください。

※代理受取に必要な書類は、本人受取の場合と異なるので、下記サイト等で確認してください。

私は下記の者を代理人として、マイナンバーカード・電子証明書の受領権限を委任します。

代理人の住所 _____

代理人の氏名 _____

(1) ①～④の暗証番号を設定する (2) いずれの暗証番号も設定しない

①署名用電子証明書暗証番号（大文字英字・数字混合6～16文字）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

②利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）

--	--	--	--

③住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）

--	--	--	--

④券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）

--	--	--	--

同一でも可

- ・詳細は、マイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp>)をご覧ください。また、コールセンター（0120-95-0178）または市町村にお問い合わせください。

法定代理人以外の代理人が交付を受ける場合には、暗証番号に隠蔽シールを貼る等、暗証番号をみだりに他人に知られないようご注意ください

○ 本人確認書類は以下のとおりです。

【本人が来庁する場合】

①甲の書類2点

- 甲
- ・身体障害者手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・療育手帳
 - ・運転免許証
 - ・運転経歴証明書(※1)
 - ・旅券
 - ・個人番号カード
 - ・住民基本台帳カード
 - ・在留カード
 - ・特別永住者証明書
 - ・一時庇護許可書又は仮滞在許可書
- (※1) 交付年月日が平成24年4月1日以降のもの

②甲の書類1点+乙の書類1点

- 乙
- ・敬老手帳
 - ・健康保険又は介護保険の被保険者証
 - ・医療受給者証
 - ・各種年金証書
 - ・年金手帳
 - ・基礎年金番号通知書(年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。)
 - ・障害福祉サービス受給者証
 - ・自立支援医療受給者証
 - ・戦傷病者手帳
 - ・生活保護受給者証
 - ・住民名義の預金通帳
 - ・個人番号カード顔写真証明書(※2)
 - ・児童扶養手当証書
 - ・特別児童扶養手当証書
 - ・母子健康手帳
 - ・子ども医療費受給者証
 - ・各種資格証(電子工事士免状、無線従事者免許証等)
 - ・船員手帳
 - ・官公署がその職員に対して発行した身分証明書
 - ・民間企業の社員証
 - ・学生証
 - ・学校名が記載された各種書類
 - ・教習資格認定証
 - ・検定合格証
 - ・甲の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類

③交付通知書※+甲の書類1点

※交付通知書裏面の回答書を記入したもの

④交付通知書※+乙の書類2点

⑤交付通知書※+乙の書類1点+丙の書類1点

- 丙
- (A) 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書
- (B) 次に掲げるいずれかの社会保険料の領収証書
- ・健康保険の保険料
 - ・国民健康保険の保険料又は国民健康保険税
 - ・後期高齢者医療制度による保険料
 - ・介護保険の保険料
 - ・労働保険料
 - ・国民年金の保険料
 - ・農業者年金の保険料
 - ・厚生年金保険の保険料
 - ・船員保険の保険料
 - ・国家公務員共済組合法の規定による掛金
 - ・地方公務員等共済組合法の規定による掛金
 - ・私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金
 - ・恩給法第59条(恩給納金)の規定による納金
- (C) 公共料金の領収証書・検針票
- ※本人又同一の世帯に属する方に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が本人確認の措置をとる日前3月以内であるもの

(注) 有効期間の定めがある書類は、有効期間内のものを準備ください。

(※2) 顔写真付き本人確認書類をお持ちでない場合には、病院の施設長などが申請者の顔写真を証明した書類を作成いただくことも可能です。詳細はP7をご覧ください。

【代理人が来庁する場合】

①甲の書類（1点以上）又は乙の書類（顔写真付きのものに限る）を合計2点以上

甲

- 身体障害者手帳
 - 精神障害者保健福祉手帳
 - 療育手帳
 - 運転免許証
 - 運転経歴証明書（※1）
 - 旅券
 - 個人番号カード
 - 住民基本台帳カード
 - 在留カード
 - 特別永住者証明書
 - 一時庇護許可書又は仮滞在許可書
- （※1）交付年月日が平成24年4月1日以降のもの

乙

- 敬老手帳
- 健康保険又は介護保険の被保険者証
- 医療受給者証
- 各種年金証書
- 年金手帳
- 基礎年金番号通知書（年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。）
- 障害福祉サービス受給者証
- 自立支援医療受給者証
- 戦傷病者手帳
- 生活保護受給者証
- 住民名義の預金通帳
- 個人番号カード顔写真証明書（※2）
- 児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書
- 母子健康手帳
- 子ども医療費受給者証
- 各種資格証（電子工事士免状、無線従事者免許証等）
- 船員手帳
- 官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- 民間企業の社員証
- 学生証
- 学校名が記載された各種書類
- 教習資格認定証
- 検定合格証
- 甲の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類

（注）有効期間の定めがある書類は、有効期間内のものを準備ください。

②甲の書類＋乙の書類

③乙の書類（写真付きのものに限る）＋左以外の乙の書類2点

（※2）顔写真付き本人確認書類をお持ちでない場合、病院の施設長などが申請者の顔写真を証明した書類を作成いただくことも可能です。詳細はP7をご覧ください。

交付に必要な書類

(8) 交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料

- カードの取得に課題がある方が円滑に取得いただけるよう、令和5年3月31日付けで代理交付の見直しを行いました。
- その中で、疎明資料についても以下のとおり、一定の場合は実質不要化したり、必要な場合にも、入手が容易・費用がかからないもので可とし明示しています。

	疎明資料
施設入所者	入所証明書類、★施設長が作成する顔写真証明書
要介護・要支援認定者	★介護保険被保険者証、認定結果通知書、 ★ケアマネジャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書
障害者	★障害者手帳、★障害福祉サービス受給者証、★自立支援医療受給者証
長期入院者	診断書、入院診療計画書、領収書、診療明細書、 ★病院長が作成する顔写真証明書
75歳以上の高齢者	実質不要 ※(2) 本人確認書類で確認可能です (委任状に出頭困難である旨の記載があれば可能です)
成年被後見人	実質不要 ※(8) 代理権を証する書類で確認可能です
被保佐人、被補助人	実質不要 ※(8) 代理権を証する書類で確認可能です
社会的参加を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者	左の状態にある本人について公的な支援機関に相談していることを当該支援機関の職員が証する書類、★左について相談している公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が作成する顔写真証明書
中学生、小学生及び未就学児	実質不要 ※(2) 本人確認書類で確認可能です
高校生・高専生	★学生証、★在学証明書
妊婦	★母子健康手帳、妊婦健診を受診したことが確認できる領収書、受診券
海外留学している者	査証のコピー、留学先の学生証のコピー

★は本人確認書類としても使用できる書類です

○ 次のいずれかの書類を準備ください。

代理人の代理権を証明する資料	
法定代理人	戸籍謄本その他その資格を証明する書類（注1）
法定代理人以外の者	委任状（（1）交付通知書に記載された委任状で可能です）や保佐人及び補助人に係る登記事項証明書の代理行為目録等、交付申請者の指定の事実を確認する資料

（注1）交付市区町村が本籍地市区町村であり、市区町村が法定代理人であることを確認できる場合は、書類の提示を省略することができます。

（注2）交付申請者が15歳未満の者及び成年被後見人である場合には、法定代理人から委任を受けた代理人（復代理人）が代わりにマイナンバーカードの受け取りを行うことが可能です。

この場合、法定代理人であることを確認できる戸籍謄本や成年被後見人であることを確認できる書類とあわせて、法定代理人から復代理人に宛てた委任状などの復代理人の代理権を確認するに足りる書類が必要です。

また、復代理人の本人確認書類として(9)に掲げる書類を持参してください。

○ 本人確認書類は以下のとおりです。

①甲の書類2点

甲

- ・身体障害者手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・療育手帳
 - ・運転免許証
 - ・運転経歴証明書(※1)
 - ・旅券
 - ・個人番号カード
 - ・住民基本台帳カード
 - ・在留カード
 - ・特別永住者証明書
 - ・一時庇護許可書又は仮滞在許可書
- (※1) 交付年月日が平成24年4月1日以降のもの

②甲の書類1点+乙の書類1点

乙

- ・敬老手帳
- ・健康保険又は介護保険の被保険者証
- ・医療受給者証
- ・各種年金証書
- ・年金手帳
- ・基礎年金番号通知書(年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。)
- ・障害福祉サービス受給者証
- ・自立支援医療受給者証
- ・戦傷病者手帳
- ・生活保護受給者証
- ・住民名義の預金通帳
- ・個人番号カード顔写真証明書
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書
- ・母子健康手帳
- ・子ども医療費受給者証
- ・各種資格証(電子工事士免状、無線従事者免許証等)
- ・船員手帳
- ・官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- ・民間企業の社員証
- ・学生証
- ・学校名が記載された各種書類
- ・教習資格認定証
- ・検定合格証
- ・甲の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類

(注) 有効期間の定めがある書類は、有効期間内のものを準備ください。

③甲の書類1点+以下の措置

※措置内容：暗証番号の入力、ICチップの中身の確認又は住民基本台帳の情報に基づく聴聞

(参考) 代理交付に必要な書類例

代理交付に必要な書類のうち、交付申請者の本人確認書類、出頭が困難である疎明資料、代理権を証明する書類について、次のとおり書類例を示しますのでご参考ください。

詳しくは、市区町村にご相談いただければと思います。

(1) 交付申請者が施設入所者である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 乙 健康保険証＋乙 個人番号カード顔写真証明書＋乙の書類（介護保険証等）
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ ①の個人番号カード顔写真証明書で確認
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状（交付通知書に記載）

(2) 交付申請者が要介護・要支援認定者である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 乙 健康保険証＋乙 個人番号カード顔写真証明書＋乙 介護保険証
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ ①の個人番号カード顔写真証明書で確認
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状（交付通知書に記載）

(3) 交付申請者が障害者である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 甲 障害者手帳＋乙 健康保険証
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ ①の障害者手帳で確認
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状（交付通知書に記載）

(4) 交付申請者が長期入院者である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 乙 健康保険証＋乙 個人番号カード顔写真証明書＋乙の書類（医療受給者証等）
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ ①の個人番号カード顔写真証明書で確認
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状（交付通知書に記載）

(5) 交付申請者が75歳以上の高齢者である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 甲の書類（運転免許証、旅券等）＋乙の書類（健康保険証、年金手帳等）
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ 実質不要（①で確認） ※委任状に出頭困難である旨を記載
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状（交付通知書に記載）

(6) 交付申請者が成年被後見人である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 甲の書類（精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等）＋乙 健康保険証
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ 実質不要（③で確認）
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 登記事項証明書

(7) 交付申請者が被保佐人・被補助人である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 甲の書類（精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等）＋乙 健康保険証
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ 実質不要（③で確認）
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 登記事項証明書の代理行為目録

(8) 社会的参加を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者である場合

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 乙 健康保険証＋乙 個人番号カード顔写真証明書＋乙の書類（預金通帳等）
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ ①の個人番号カード顔写真証明書で確認
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状（交付通知書に記載）

必要書類チェックリスト (申請者・受付者兼用)

【交付時に共通して必要な書類】

申請者 チェック欄	必要となる申請書類	受付者用 チェック欄	チェック項目
	(1) 交付通知書		必要事項を記入したか
	(2) 本人確認書類		必要な書類は揃っているか
	(3) 通知カード		通知カードを回収したか

【該当者のみ必要な書類】

申請者 チェック欄	必要となる申請書類	受付者用 チェック欄	チェック項目
	(4) 通知カード紛失届		必要事項を記入したか
	(5) 住民基本台帳カード (住基カード)		住基カードを回収したか
	(6) 住民基本台帳カード返納 (廃止)届		必要事項を記入したか

【代理交付の際に追加で必要な書類】

申請者 チェック欄	必要となる申請書類	受付者用 チェック欄	チェック項目
	(8) 交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足る資料		必要な書類は揃っているか
	(9) 代理人の代理権を証明する書類		必要な書類は揃っているか
	(10) 代理人の本人確認書類		必要な書類は揃っているか

<申請者連絡先>

(氏名)	(連絡先)
------	-------

3. カードの取得に支援が必要な方に応じた留意事項

これまで周知している内容の詳細は以下のとおりです。

(1) 交付申請者の写真

マイナンバーカードの交付申請時に添付する交付申請者の写真については無帽、正面、無背景が原則となっていますが、やむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない方については、以下の対応をしていただくことで使用を認めています。

1 対応方法

① オンラインによる申請

マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）に電話し、具体的な理由とともに交付申請者の申請書 ID を伝える。

② 郵送による申請

交付申請書の表面の氏名欄に、具体的な理由を記載して、交付申請書を送付する。

③ 窓口による申請

市区町村から機構の住基ネット・マイナンバーカードヘルプデスク（0570-666-535）に、具体的な理由とともに交付申請者の申請書 ID を連絡する。

※写真が暗い、トリミングができない等の場合や、写真以外の理由で申請が不備となる場合があることにご留意ください。

2. 使用可能な写真として認められる場合の参考例（以下の場合以外でも、使用可能となる場合あり。）

① 宗教上の理由の場合

ターバン、ヒジャブ等を着用しているが、顔の器官が判断できる場合（ただし、宗教上の服装と判断できないものは除く）

② 医療上の理由の場合

医療器具※と判断できる場合

※ 車椅子、ペースメーカー、首や鼻等に装着しているチューブ、ベッドや布団（寝たきりの場合）、眼帯、ガーゼ、絆創膏 等

③ 乳幼児の場合

口を開けている、舌を出している、人の手または物体が写りこんでいるが顔の器官すべてが確認できる、よだれ・涙・食べかすが付いている場合

④ 障がいのある方の場合

事故や顔面麻痺等による顔の歪み等により正面を見ることが難しい、視線が定まらない、障がいを理由に日常的に眼帯、サングラス、ガーゼ、絆創膏等を着用している場合

⑤ 寝たきりの方の場合

枕やシーツ等が写りこんでいる場合

※令和5年3月29日付け事務連絡「マイナンバーカードの交付申請時にやむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない方への対応について」より

(2) 知的・発達障害者に対するカードの交付

知的・発達障害のある交付申請者が、マイナンバーカードの交付のため出頭したところ、十分なサポートや説明が受けられず、暗証番号の設定ができなかったことから、マイナンバーカードの交付を受けられなかったという事態が生じているとの報告があったことから市区町村において下記の対応を行って頂くこととしています。

- 1 知的・発達障害者は、暗証番号の検討に時間を要することがあることから、暗証番号の入力の前に暗証番号を考えていただく時間を設けることや、暗証番号の設定についてイラスト等を用いた簡潔な説明用紙を作成すること、ゆっくり説明することなど丁寧に対応すること。
- 2 交付申請者が保佐開始又は補助開始の審判を受けていること（すなわち被保佐人又は被補助人であること）が確認された場合でも、被保佐人及び被補助人については民法に定める特定の行為を除き、単独で法律行為を行うことが可能であり、本人の意思確認を行った上で、直接、マイナンバーカードの交付を行うことは可能であることから、1のとおり丁寧な対応や説明を行うこと。
- 3 丁寧に説明を行ったとしても、交付申請者自身で暗証番号を設定することが困難と認められる場合は、介助者がその支援を行うことも差し支えないこと。

※令和3年6月30日付け事務連絡「知的・発達障害者に対してマイナンバーカードを交付する際の留意事項について」より

(3) 視覚障害者への対応

市区町村における視覚障害を有する者への対応については、下記に留意の上、対応を行って頂くこととしています。

- 1 視覚障害を有する方から個人番号の代読の要請があった場合には、代読を行う地方公共団体の職員その他の補助者に対して当該視覚障害を有する方が行う個人番号が記載された書類の提示及び補助者による個人番号の代読については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条に規定されている特定個人情報の提供には当たらないものと考えられることから、適切に対応すること。ただし、代読した個人番号について、個人番号利用事務又は個人番号関係事務を処理するためではなく、メモをとったり、録音をしたりすることにより収集又は保管することは、同法第20条に規定されている収集等の制限に抵触する可能性があることに留意されたい。
- 2 個人番号の記載を求めることになる各種申請等において、視覚障害を有する方が個人番号を自ら記載することができない場合には、持参している通知カードや個人番号カードに記載された個人番号を代筆するなど適切に対応すること。また、こうした対応が難しい場合には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者等の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと。
- 3 個人番号等の代読や点字シールの配布等に関する要望については、積極的に障害福祉担当課と通知カード・個人番号カード担当課との間で協力の上、対応すること。

※平成28年1月15日付け事務連絡「通知カードや個人番号カードに係る視覚障害者への対応について」より

(4) 点字による記載の取扱い

マイナンバーカードの交付申請書等には、申請者自身の申請意思及び申請内容を確認するための自署欄が設けられており、自署欄への署名又は記名押印が必要となっているところ、点字による記載のあるものについて、下記のとおり取扱うこととしています。

- 1 交付申請書の自署欄に記載された点字を記名として取扱い、併せて押印があれば有効な申請として受け付けること。

マイナンバーカードの交付申請書には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」（以下「カード省令」という。）（平成 26 年総務省令第 85 号）第 20 条の規定より「署名又は記名押印」が必要となる。点字は筆跡鑑定が出来ず本人性の確認ができないことから、署名とするのは困難である。一方、記名には明確な定義はないものの、申請受付者において確認できる文字であるか否かが記名として認められるかを判断するにあたり重要であるところ、マイナンバーカードの申請受付は、カード省令第 35 条に基づき、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）が、全市区町村からの委任を受けて、一括して行っていることに鑑み、J-LIS の審査体制を強化することにより、点字を記名として認め、点字審査を実施することとする。

- 2 交付通知書兼回答書の自署欄に記載された点字についても記名として取扱い、併せて押印があれば有効として認めること。

交付申請書の自署欄に記載された点字を記名として認めることを踏まえ、交付通知書兼回答書の自署欄に記載された点字についても、同様に記名として認める。

一方、「交付通知書兼回答書」における「署名又は記名押印」は、市区町村の窓口における審査体制が一様ではないことから、市区町村の窓口における点字審査が困難な場合においては、口頭での意思確認、代筆による措置等により対応することとして差し支えない。

- 3 以下について留意すること。

- マイナンバーカードの交付申請書の自署については、交付通知書兼回答書と同じく、介助者及び職員等の代筆の上、本人が押印したものについても、これまで通り有効なものとして認められること。
- 点字自体は正しい表記であるが記載位置が自署欄外にある場合については、それのみで不備扱いとはしないこと。
- 「通知カードや個人番号カードに係る視覚障害者への対応について」（平成 28 年 1 月 15 日付け事務連絡）について、改めて内容を確認の上、十分に配慮し、引き続き適切に対応すること。

※平成 28 年 11 月 1 日付け総行住第 208 号「個人番号カードの交付申請書等の自署欄への点字による記載の取扱いについて」より

施設・支援団体等による申請サポートへの助成の流れ

(市区町村職員用)



<報償費を支払う場合>

STEP 1

施設・支援団体等との打合せ（人数、日程、申請方法、住民票の所在地等）

- 施設・支援団体等に対し、申請サポートの依頼を行う
- 可能であれば、打合せの際に申請サポートの対象者、その住所等を確認する

(参考)

施設・支援団体等において申請サポートを実施

- 施設・支援団体等に交付申請書の記入補助や、QRコード付き交付申請書を用いたオンライン申請の補助を行っていただく
- 申請サポート報告書（申請サポートを行った者の一覧表）を作成いただく
- J-LISに交付申請書を郵送する場合は、交付申請書の写しをとるようお願いする
- オンライン申請の場合は、申請書IDを申請サポート報告書に記載するようお願いする

STEP 2

施設・支援団体等から申請サポート報告書を収受

- 窓口で交付申請書を提出する場合、交付申請書とともに提出していただく
- J-LISに交付申請書を郵送した場合、交付申請書の写しとともに提出していただく

STEP 3

申請状況の確認（申請サポート報告書と交付申請書の突合、J-LISの申請状況照会サービス等による）

- 他の市区町村に住民票がある方の申請サポートであっても対象
- 交付申請書や交付申請書の写しと申請サポート報告書を突合（オンライン申請の場合は申請サポート報告書に記載された申請書IDと突合）し、実際に申請があることを確認

STEP 4

施設・支援団体等へ報償費を支払い

- 各団体の財務規則等に基づき、施設・支援団体等に支払を行う
- 団体の判断で1件当たり2,000円を超えた支払を行うことも可（ただし、その場合でも補助金の対象は1件当たり2,000円を上限とする。）

STEP 5

総務省へマイナンバーカード交付事務費補助金の交付申請

- STEP 4で1件当たり2,000円を超えた支払を行った場合であっても補助金申請額は1件当たり2,000円となる。

施設・支援団体等による申請サポートへの助成の流れ

(市区町村職員用)



<委託料を支払う場合>

STEP 1

施設・支援団体等との打合せ（人数、日程、申請方法、住民票の所在地等）

- 施設・支援団体等に対し、申請サポートの依頼を行う
- 可能であれば、打合せの際に申請サポートの対象者、その住所等を確認する

STEP 2

施設・支援団体等と委託契約を締結

- 施設等と協議の上、2,000円を目安に一人当たりの単価を設定

(参考)

施設・支援団体等において申請サポートを実施

- 施設・支援団体等に交付申請書の記入補助や、QRコード付き交付申請書を用いたオンライン申請の補助を行っていただく
- 申請サポート報告書（申請サポートを行った者の一覧表）を作成いただく
- J-LISに交付申請書を郵送する場合は、交付申請書の写しをとるようお願いする
- オンライン申請の場合は、申請書IDを申請サポート報告書に記載するようお願いする

STEP 3

施設・支援団体等から申請サポート報告書を收受

- 窓口で交付申請書を提出する場合、交付申請書とともに提出していただく
- J-LISに交付申請書を郵送した場合、交付申請書の写しとともに提出していただく

STEP 4

申請状況の確認（申請サポート報告書と交付申請書の突合、J-LISの申請状況照会サービス等による）

- 他の市区町村に住民票がある方の申請サポートであっても対象
- 交付申請書や交付申請書の写しと申請サポート報告書を突合（オンライン申請の場合は申請サポート報告書に記載された申請書IDと突合）し、実際に申請があることを確認

STEP 5

施設・支援団体等へ委託料を支払い

- STEP 2の契約内容に基づき、施設・支援団体等に支払を行う

STEP 6

総務省へマイナンバーカード交付事務費補助金の交付申請

- 対象経費はこれまでと変わらず委託に要した経費



施設・支援団体等による代理交付への助成の流れ

(市区町村職員用)

<報償費を支払う場合>

STEP 1

施設・支援団体等との打合せ（人数、日程、住民票の所在地、準備物等）

- ・ 施設・支援団体等に対し、職員等を代理人とした代理交付の依頼を行う
- ・ 可能であれば、代理交付の対象者、その住所等を確認する（他の市区町村に住民票がある方は対象外となる）
- ・ 代理交付報告書（代理交付を行う者の一覧表）を作成いただく
- ・ 代理交付のために必要となる以下の書類の準備を依頼する
 - ・ 代理人及び交付申請者の本人確認書類
 - ・ 回答書、委任状、暗証番号設定依頼書
 - ・ 交付申請者の出頭が困難であることを疎明する資料
 - ・ 通知カード（お持ちの方のみ）
 - ・ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

STEP 2

施設・支援団体等の方が代理交付のため来庁

- ・ 代理交付のために必要な書類の提示を受け、代理交付報告書を收受

STEP 3

代理交付

- ・ 交付申請者が、STEP 2 で收受した代理交付報告書に掲載されていることを確認

STEP 4

施設・支援団体等へ報償費を支払

- ・ 各団体の財務規則等に基づき、施設・支援団体等に支払を行う
- ・ 団体の判断で1件当たり2,000円を超えた支払を行うことも可（ただし、その場合でも補助金の対象は1件当たり2,000円を上限とする）

STEP 5

総務省へマイナンバーカード交付事務費補助金の交付申請（補助金額は1件当たり2,000円が上限）

- ・ STEP 4 で1件当たり2,000円を超えた支払を行った場合であっても、補助金申請額は1件当たり2,000円が上限となる



施設・支援団体等による代理交付への助成の流れ

(市区町村職員用)

<委託料を支払う場合>

STEP 1

施設・支援団体等との打合せ（人数、日程、住民票の所在地、準備物等）

- ・ 施設・支援団体等に対し、職員等を代理人とした代理交付の依頼を行う
- ・ 可能であれば、代理交付の対象者、その住所等を確認する（他の市区町村に住民票がある方は対象外となる）
- ・ 代理交付報告書（代理交付を行う者の一覧表）を作成いただく
- ・ 代理交付のために必要となる以下の書類の準備を依頼する
 - ・ 代理人及び交付申請者の本人確認書類
 - ・ 回答書、委任状、暗証番号設定依頼書
 - ・ 交付申請者の出頭が困難であることを疎明する資料
 - ・ 通知カード（お持ちの方のみ）
 - ・ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

STEP 2

施設・支援団体等と委託契約を締結

- ・ 施設等と協議の上、2,000円を目安に一人当たりの単価を設定

STEP 3

施設・支援団体等の方が代理交付のため来庁

- ・ 代理交付のために必要な書類の提示を受け、代理交付報告書を収受

STEP 4

代理交付

- ・ 交付申請者が、STEP 3 で収受した代理交付報告書に掲載されていることを確認

STEP 5

施設・支援団体等へ委託料を支払い

- ・ STEP 2 の契約内容に基づき、施設・支援団体等に支払を行う

STEP 6

総務省へマイナンバーカード交付事務費補助金の交付申請

- ・ 対象経費はこれまでと変わらず委託に要した経費

マイナンバー



マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん



この2つのちがいは？

マイナンバーカード



公的個人認証サービス
PRキャラクター
マイキーくん

マイナンバー & マイナンバーカードの違いって？



マイナンバー

マイナンバーカード



一言で言うと？

12ケタの
番号そのもの



引越・転職・結婚でも変わらないよ



マイナンバーが記載された
ICチップ付きのカード

氏名、住所、性別、生年月日、顔写真も
載ってるよ

誰が持っているの？

日本に住民票がある人
全員



日本に住民票がある外国人の方も
持っているよ

日本に住民票がある人のうち、
交付申請をした人



お住まいの市区町村で無料で交付して
いるよ

何に使うの？

行政手続の
早く正確な事務処理に

マイナンバーを使うメリット

- ・みなさんの行政手続がラクに!!
- ・行政の事務処理がスムーズに!!
- ・必要な人に必要な支援がいきわたる!!

- 利用範囲は
「社会保障・税・災害対策」に限定

① **マイナンバーの
証明**に

② **本人で
あることの証明**に



本人確認書類として使えるよ

POINT



行政手続に使うから 役所、勤務先、金融機関などで
マイナンバーを提示するんだね

そのときは「正しいマイナンバー」を
「本人」が提示しているかを確認するよ!



だからマイナンバーカードなのさ!
この2つの証明が1枚でできるよ!

これがマイナンバーカードだ!!

《おもて面》

《実寸サイズ》



《うら面》

《実寸サイズ》



① おもて面は、**対面での本人確認書類**に!

② マイナンバーの提示 おもて面とセットで

③ ICチップの「電子証明書」は **“デジタルの本人確認書類”**



いろんなところで使えるよ!
● レンタルショップ
● イベント会場 等



ICチップに記録された「電子証明書」でオンラインでも安全・確実に本人確認を行えるよ

くらしを便利に! マイナンバーカード!!

各種証明書を
コンビニで取れる!



※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日 6:30~23:00 までとなります。

ポイントで買い物ができる!

2022年1月から実施!
新規取得等で5,000円相当のポイントがもらえる!
健康保険証利用申込みと
公金受取口座登録で
それぞれ7,500円相当の
ポイントももらえるよ!



健康保険証としても
使えるように
なったよ!

※使える医療機関等は
こちらを
チェック



民間の
オンラインサービス
でも使える!

ICチップの電子証明書
で本人確認ができる!
書類郵送などの手間
がかかりません!



社員証としての
利用も!

民間企業の
社員証としての活用も
広がっています。



スマホ・パソコン
でラクラク

・子育てをはじめとする行政手続きができる。
・特定健診情報や、薬剤情報、医療費通知情報が確認できる。
・マイナポータルから公金受取口座の登録ができる



e-Taxも、もっと便利に!

PCとICカードリーダーがなくても、いつでもどこでも、スマートフォンで所得税申告ができます。



スマホで、
マイナポータルでの
電子申請が
もっと便利に!



マイナンバーカードを読み取るスマートフォンの機種が今後ますます増えます。

マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォンの機種確認はこちら



マンガで解説!

マイナンバー&マイナンバーカード よくある誤解

① マイナンバーを見られたら大変なことに…!?

マイナンバーカードってマイナンバーが書いてあるから怖くない?

マイナンバーは見られても大丈夫!

ホント?

マイナンバーを見られてもそれだけで財産的被害は生じない

●なりすまし防止対策

マイナンバーを使う手続では顔写真付きの本人確認書類を用いた本人確認が義務

●他人が使えないようになっているんだよ

●月 日 区 町 丁目 番号

知らなかった!

② ICチップの中にたくさんの情報が…!?

でも、ICチップに知られたくない個人情報がたくさん入ってそうじゃない?

ICチップには、たくさんの情報は入っていないよ!

ホント?

●ICチップに入っている情報

①氏名、住所、性別、生年月日、顔写真
マイナンバー…→券面に記載の情報

②電子証明書

●さらに安全対策

①情報を利用するには暗証番号が必要
②不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れる仕組み!

税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていないよ

安全対策もバッチリなんだー知らなかった!

③ マイナンバーで監視される…!?

でも、そもそもマイナンバーって国が国民を監視する仕組みじゃない?

監視なんてしてないしマイナンバーで監視はできないよ!

ホント?

●監視できる仕組みではない

マイナンバーで情報を1ヶ所に集めて監視することを禁止(マイナンバー法)

【分散管理】 【芋づる式に漏れない】

例えば、銀行にマイナンバーを提示しても、国に預金情報が知られるわけではないよ

安心! 知らなかった!

マイナンバーについてのお問合せ



マイナンバー
総合フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

平日: 9時30分~20時00分
土日祝: 9時30分~17時30分

※年末年始を除く

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等
050-3818-1250

その他のお問合せ
050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about Social Security and Tax Number System.
0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカード
Inquiries about Notification Card and Individual Number Card
0120-0178-27

マイナンバーカードの申請方法は
こちら

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※利用できる医療機関・薬局については、裏面をご覧ください。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター
マイキーくん

マイナンバーカードが



1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン!



ここをクリック!

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*やセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでできます。



(*子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報は記録されません。

健康保険証として利用できます!



どんないいことが?

7つのメリット

POINT!

1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになりました。

※薬剤情報は、2021年9月に診療したもものから3年分の情報が閲覧できるようになりました。



POINT!

2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。

※特定健診情報は、2020年度以降に実施したもものから5年分(直近5回分)の情報が閲覧できるようになりました。



POINT!

3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになりました。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となりました。

※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となりました。



POINT!

4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



POINT!

5 医療保険の資格確認がスムーズに!

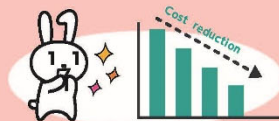
カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



POINT!

6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



POINT!

7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



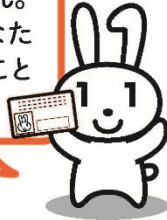


よくある質問にお答えします



マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続することはできない仕組みになっています。



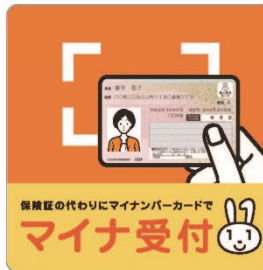
マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、右のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、拡大しています。



ステッカー



ポスター



厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局をご案内しています。



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー 受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付!

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about Social Security and Tax Number System.

0120-0178-26

マイナンバーカード等

Inquiries about Individual Number Card etc.

0120-0178-27



マイナンバーカードの申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

顔認証マイナンバーカード

(暗証番号の設定が不要なカード)
のご案内

顔認証マイナンバーカードとは…

マイナンバーカードを健康保険証や本人確認書類として利用したいが、暗証番号の設定や管理に不安がある方が、安心してカードを取得し、利用できるよう、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定し、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。

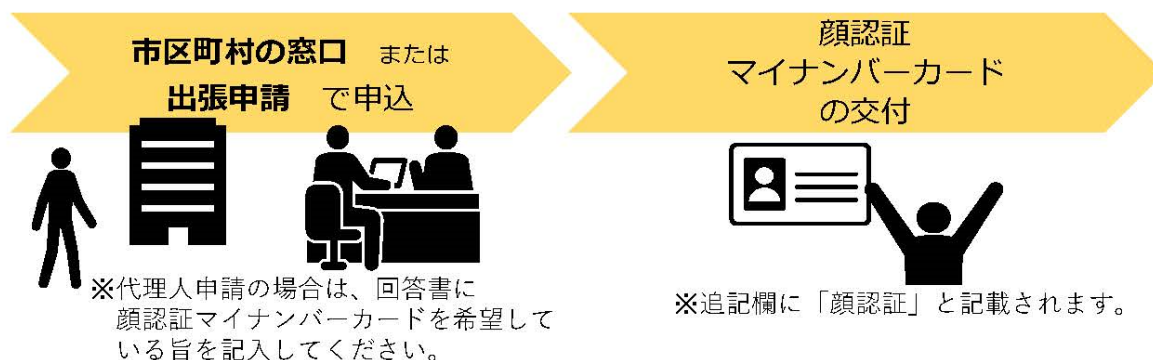
○申請できる方

希望される方(代理による手続も可能)

マイナンバーカードをこれから申請する方も、既にマイナンバーカードを持っている方も、顔認証マイナンバーカードを申請・取得することができます。

○取得の方法

マイナンバーカードの申請・交付のための来庁時又は出張申請時に併せて手続きができます。マイナンバーカードを取得済みの方については随時手続きができます。



○顔認証マイナンバーカードで利用できる／できないサービス

○ 利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用 (※)
- ・券面の顔写真や記載事項(氏名、住所、生年月日、性別等)を用いた本人確認書類としての利用

※ 訪問診療等は、令和6年10月以降に対処予定

ポイント
顔写真入りのため悪用は困難

✕ 利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・オンライン診療・オンライン服薬指導
- ・その他のオンライン手続などの暗証番号の入力が必要なサービス

ポイント
暗証番号管理の不安が無くなる

顔認証マイナンバーカードを新たに取得/ 顔認証マイナンバーカードへの設定切替えをする方へ



健康保険証利用の申込みをしていただくとマイナンバーカード1枚で
医療機関・薬局への受診等が可能になります。

顔認証マイナンバーカードを新たに取得する場合や
通常のマイナンバーカードから顔認証マイナンバーカードに設定を切り替える場合には
市町村で健康保険証利用の申込みを行ってください。

- ※ ご本人が健康保険証利用の申込みを希望し、市町村職員による利用登録手続きに同意いただける場合。
- ※ 詳細はお住まいの市区町村へお問い合わせください。
- ※ すでに通常のマイナンバーカードで健康保険証利用の申込みがお済みの場合は市町村での手続きは不要です。

以下の方法でも健康保険証利用の申込みが可能です。

① スマートフォンで申込みする場合 ※設定切替え前の通常のマイナンバーカードのみ

i. スマートフォンに右記2次元コードから「マイナポータルアプリ」をダウンロード



ii. 「マイナポータルアプリ」を起動

iii. 健康保険証利用申込をタップし、マイナンバーカードを読み込む（申込完了！）

② セブン銀行のATMで申込みする場合 ※設定切替え前の通常のマイナンバーカードのみ

全国のセブン銀行のATMでも申込が可能です。お近くのセブン銀行ATMでお手続きください。

③ 医療機関等の顔認証付きカードリーダーで申込みする場合

i. 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く

ii. マイナンバーカードを
保険証として登録する
ボタンを選択

iii. 申込完了！



顔認証マイナンバーカードに設定切替え後は、上記の申込み方法のうち

①スマートフォン、②セブン銀行のATMからのお申込みができなくなりますのでご注意ください。

設定切替え前に健康保険証利用の申込みをおすすめしております。

顔認証マイナンバーカードの医療機関・薬局での使い方

来院

✓ 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く



本人確認

✓ 本人確認の方法で「顔認証」を選ぶ
顔認証マイナンバーカードでは暗証番号は使えません。

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

【顔認証】



同意確認

✓ 各種同意事項の確認・選択

同意確認を行う事項

- 手術情報
- 特定健診情報
- 診療・薬剤情報

受付完了！

✓ マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーから取り出し、受付完了



高額療養費制度を利用する方のみ

✓ 提供する情報（限度額情報）を選択

※ 訪問診療等においては、令和6年10月以降に顔認証マイナンバーカードが利用できるようになる予定です。また、オンライン診療・オンライン服薬指導については顔認証マイナンバーカードはご利用いただけませんことにご留意ください。

マイナンバーフリーダイヤル
音声ガイダンスに従って「4-2」の順にお進みください。
受付時間（年末年始を除く）
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

0120-95-0178